

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券……時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は正味財産増減額として処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物附属設備……定率法（平成19年3月31日以前取得分については旧定率法、平成28年4月1日以降取得分については定額法）によっております。

器具備品……定率法（平成19年3月31日以前取得分については旧定率法）によっております。

② 無形固定資産

ソフトウェア、電気通信施設利用権…定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……未収金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……職員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

退職給付引当金……職員の退職給付に備えるため、退職金支給規程に基づき、期末要支給額により計上しております。なお、この退職給付引当金の計上方法変更時における過年度不足額については、15年による按分額を費用処理しております。

役員退職給付引当金……役員退職金の支給に備えるため、役員退職金支給規程に基づき、期末要支給額により計上しております。

(4) 税効果会計の適用について

税引前の当期一般正味財産増減額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期正味財産増減額を計上することを目的として税効果会計を適用しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

当法人は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の当期経常増減額及び当期一般正味財産増減額への影響は軽微であります。

3. 会計上の見積もりの変更

（耐用年数の変更）

当法人が保有する道路交通情報システムに対応するソフトウェアは、従来、耐用年数を5年として減価償却を行ってきましたが、当事業年度において、処理能力の向上、新しい情報への対応及び経費の低減を目的としたシステムの更新を行ったことに伴い、一部のソフトウェアについて耐用年数を3年に見直し将来にわたり変更しております。これにより、従来の方法と比べて当事業年度の減価償却費が14,247千円増加し、税引前当期一般正味財産増減額が同額減少しております。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	800,000,000	-	-	800,000,000
小 計	800,000,000	-	-	800,000,000
特定資産				
退職給付引当等資産	1,108,061,133	103,620,824	106,940,448	1,104,741,509
システム整備積立資産	537,039,141		112,960,000	424,079,141
小 計	1,645,100,274	103,620,824	219,900,448	1,528,820,650
合 計	2,445,100,274	103,620,824	219,900,448	2,328,820,650

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
投資有価証券	800,000,000	(662,334,000)	(137,666,000)	-
小 計	800,000,000	(662,334,000)	(137,666,000)	-
特定資産				
退職給付引当等資産	1,104,741,509	-	-	(1,104,741,509)
システム整備積立資産	424,079,141	-	(424,079,141)	-
小 計	1,528,820,650	-	(424,079,141)	(1,104,741,509)
合 計	2,328,820,650	(662,334,000)	(561,745,141)	(1,104,741,509)

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりです。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物付属設備	237,455,662	202,265,624	35,190,038
器具備品	649,727,515	415,598,596	234,128,919
電気通信施設利用権	7,992,200	7,349,538	642,662
ソフトウェア	2,787,178,569	2,072,731,243	714,447,326
合 計	3,682,353,946	2,697,945,001	984,408,945

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
日本政策金融公庫第46回社債	400,000,000	400,048,000	48,000
第43回ソフトバンク㈱無担保社債	101,104,015	101,179,300	75,285
第76回都市再生債券	200,000,000	200,860,000	860,000
みずほフィナンシャルグループ第9回無担保社債	100,000,000	99,477,400	-522,600
政保高速道路機構債券145回	400,000,000	417,880,000	17,880,000
東日本高速道路株式会社第18回社債	100,063,676	100,185,000	121,324
兵庫県平成21年度第18回公募公債	102,646,709	103,460,000	813,291
政保第12回地方公共団体金融債券	102,904,774	103,990,000	1,085,226
合 計	1,506,719,174	1,527,079,700	20,360,526

8. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

該当事項はありません。

9. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息の振替額	4,250,656
合 計	4,250,656

10. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務及びその内訳 (単位：円)

① 退職給付債務	-1,851,990,006
② 会計基準変更時差異の未処理額	0
③ 退職給付引当金(①+②)	-1,851,990,006

(3) 退職給付費用に関する事項 (単位：円)

① 勤務費用	116,851,661
② 会計基準変更時差異の費用処理額	63,804,494
③ 退職給付費用(①+②)	180,656,155

(4) 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算しています。

(5) 会計基準変更時差異の処理年数 15年

11. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：円)

未払事業税否認	536,525
賞与引当金繰入額否認	94,172
繰延税金資産（流動資産）	630,697
退職給付引当金繰入額否認	77,551
その他	24,221
繰延税金資産（固定資産）	101,772
評価性引当額	-732,469
繰延税金資産合計	0

(2) 法人税法上の非収益事業と収益事業の区分 (単位：円)

項目	非収益事業	収益事業	合計
税引前当期一般正味財産増減額 (A)	10,818,863	22,910,878	33,729,741
寄附金損金算入限度額 (B)	-	34,491,584	34,491,584
小計 (C) = (A) + (B)	10,818,863	57,402,462	68,221,325
法人税、住民税及び事業税 (D)	-	12,137,500	12,137,500
法人税等調整額 (E)	-	-	-
当期一般正味財産増減額 (A)-(D)-(E)	10,818,863	10,773,378	21,592,241

(3) 法人税法上の収益事業に係る法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

項目	率
法定実効税率	17.3%
寄附金損金不算入額	0.2%
住民税均等割額	0.5%
その他	3.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.1%

(注) 法定実効税率は、みなし寄附金を考慮しています。

12. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人の資産運用については、資産運用規程に基づき、安全・確実な金融商品に限定して運用しており、営利企業の株式や複合金融商品など複雑なリスクを有するものは一切保有していません。

また、運用範囲、運用期間、購入資金限度額については、規程を遵守し、その運用先、金融商品、銘柄及び運用手段には偏りのないよう十分留意し、確実な金融機関に分散して運用しております。運用財産の安全管理については、随時格付機関による評価を確認・適用することを日常とし、各金融機関との情報交換を密にして安全確保に最大限努めております。

未収金等の回収リスクについては、過去の実績からみて、非常に軽微であると認識しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

科 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
資産			
現金及び預金	1,104,027,425	1,104,027,425	0
未収金	706,088,789	706,088,789	0
基本財産			
投資有価証券	800,000,000	817,928,000	17,928,000
特定資産			
退職給付引当等資産	1,104,741,509	1,107,174,035	2,432,526
システム整備積立資産	424,079,141	424,079,141	0
負債			
未払金	733,157,283	733,157,283	0

(単位：円)

(3) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金及び預金、未収金	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
基本財産(投資有価証券)	時価については、取引所の価格又は、取引金融機関から提示された価格によっております。
特定資産(退職給付引当等資産)	預金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、債券の時価については、取引所の価格又は、取引金融機関から提示された価格によっております。
特定資産(システム整備積立資産)	時価については、取引所の価格又は、取引金融機関から提示された価格によっております。
未払金	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(5) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：円)

科目	当期末
保証金	192,866,984

保証金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

(6) 主な金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
流動資産				
現金及び預金	1,104,027,425	—	—	—
未収金	706,088,789	—	—	—
固定資産				
基本財産				
投資有価証券				
満期保有目的債券	400,000,000	400,000,000	—	—
特定資産				
退職給付引当等資産				
現金及び預金	298,022,335	—	—	—
満期保有目的債券	100,000,000	500,000,000	100,000,000	—
その他有価証券	—	—	100,000,000	—
システム整備積立資産				
現金及び預金	424,079,141	—	—	—

13. 減損損失に関する事項

該当事項はありません。

14. 資産除去債務に関する事項

当法人は、本部事務所等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、重要性が乏しいことから、当該債務に関連する資産除去債務を計上しておりません。

15. 関連当事者との取引の内容

該当事項はありません。

16. 重要な後発事象

該当事項はありません。

17. その他の事項

(追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用

「平成27年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」(2016年3月23日 内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会)で示された結論に基づき、当事業年度より「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日 企業会計基準委員会) (「過年度遡及会計基準」という)を適用しております。過年度遡及会計基準は、当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より適用しております。

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。